

## 地区センターの運営団体(地域運営組織)一覧

各地区の地域運営の主体となる地域運営組織を紹介します。

受託した組織は、旧地域づくり連絡協議会が基となっており、各地区センターには3人の職員を配置します。

地区センター	地域運営組織(受託団体)	代表者	問い合わせ
遠野地区センター	遠野町まちづくり協議会	松田 克之	☎62-4411
綾織地区センター	綾織夢・希望のまち推進会	鈴木 主計	☎62-2838
小友地区センター	小友町まちづくり協議会	菊池 章男	☎68-2001
附馬牛地区センター	附馬牛町地域づくり協議会	石直 典高	☎64-2001
松崎地区センター	松崎町未来づくり協議会	米田 幸生	☎62-2885
土淵地区センター	土淵町地域づくり連絡協議会	安部 全一	☎62-2837
青笹地区センター	青笹町地域づくり連絡協議会	菊池 昌弘	☎62-2836
上郷地区センター	上郷町地域づくり推進協議会	山崎 登久昭	☎65-2022
宮守地区センター	宮守銀河まちづくり協議会	八重樫 正昇	☎69-1700
達曾部地区センター	達曾部地域づくり連絡協議会	千葉 一見	☎69-5055
鰐沢地区センター	鰐沢地域づくり会議	昆 定治	☎69-1150

## 学校施設利用などの申請窓口が変わります

市は、地域のスポーツ振興などを目的に、市内小中学校(学校施設)、生涯学習スポーツ施設の体育館およびグラウンドを貸し出しています。令和3年度から、市内地区センターの運営体制変更に伴い、対象施設の利用申請などの窓口が変わります。詳しくは問い合わせください。

### ○問い合わせ

市生涯学習スポーツ課(☎62-4413内線214)

### ■学校施設(市内小中学校14校の体育館とグラウンド)

内容	窓口
施設の利用登録 申請書の提出	市生涯学習スポーツ課 または各地区センター
登録書の交付	市生涯学習スポーツ課
施設の 利用申し込み	各学校
許可書の交付	

### ■生涯学習スポーツ施設(旧小友中学校、旧土淵中学校、旧上郷中学校の体育館とグラウンド)

内容	窓口
施設予約 状況の確認	市生涯学習スポーツ課 または各地区センター
利用許可 申請書の提出	
施設の利用許可	市生涯学習スポーツ課
利用取り消し	

新しい地域づくりの  
変更点を確認ください

市地域づくり応援室  
門馬理恵子

## 指定管理者制度または業務委託、全地区導入

# 支え合う地域づくり

4月から、市内全ての地区センターで指定管理者制度または業務委託を導入。

市民と行政が協働し、地域の特色を生かす「小さな拠点」による地域づくりが市全体でスタートしました。指定管理者制度の特徴やこれまでとの変更点などをお知らせします。

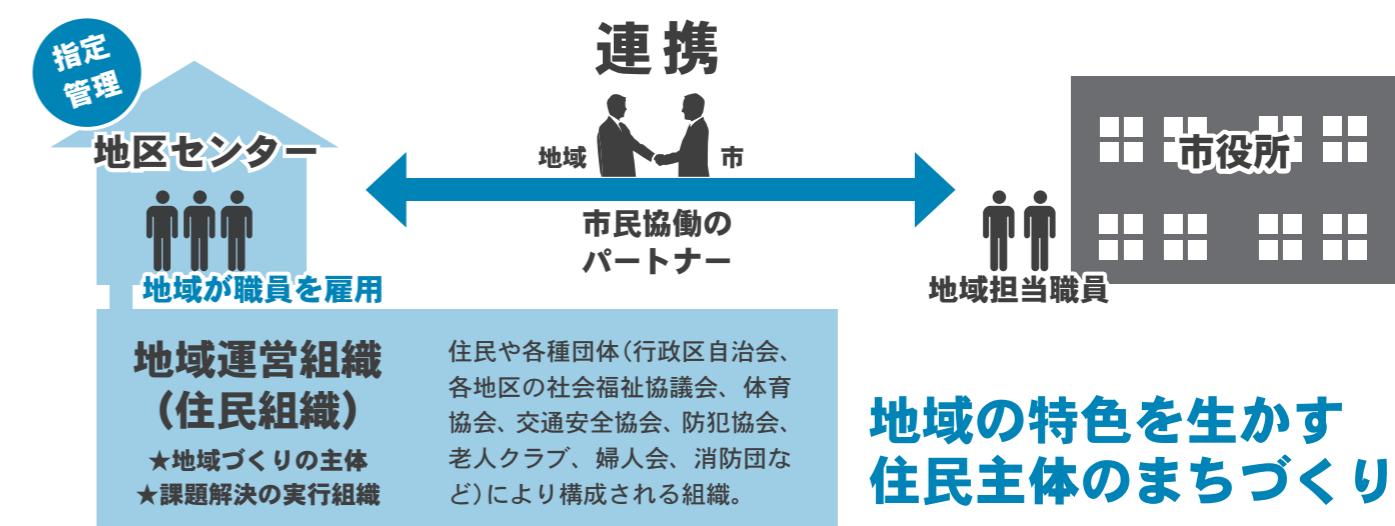
### ○問い合わせ

市地域づくり応援室(☎62-4411)

これまで地区センターは、市が管理・運営を実施。市職員(正職員と会計年度任用職員)が行政と地域のパイプ役となつて▽施設管理・運営▽地域づくり▽生涯学習の推進――などの役割を担つていました。指定管理者制度等の導入によって、行政が担つていた役割は地域(民間)へ委託。本市では各地域の運営組織が受託しました(27ページ参照)。

人口減少や少子高齢化が進み、将来的にリーダーや役員の担い手不足によって地域コミュニティの維持が難しくなることが予想されます。オール遠野で支え合う新たな仕組みをつくるため、市は年度、「地域担当職員制度」と「地域貢献制度」を新設。行政と市民の協働による地域住民主体のまちづくりを推進していきます。

## 「小さな拠点」によるまちづくりのイメージ



地域の特色を生かす  
住民主体のまちづくり

## 用語解説

★**指定管理者制度**…地区センターの管理と運営を委託する制度

★**業務委託**…地区センター単独の施設がない地区(遠野・松崎・宮守・鰐沢地区)へ地区センター業務を委託すること

★**地域運営組織**…地域運営の主体となる組織

★**市民協働**…市民と行政が力を合わせて行動すること

★**地域担当職員制度**…各地域に、地域と市の情報収集や提供などを行って地域を支援する担当市職員を配置する制度

★**地域貢献制度**…市職員が、業務外での地域振興や環境保全活動などの有償ボランティア活動に参加できる制度

## 健 康

## 人間ドック受診費用の一部を助成します

市は、人間ドック(個別で申し込むもの)受診費用の一部を助成します。詳しくは問い合わせください。

## ■助成金額

10,000円(市国保加入者は15,000円)

## ■助成対象

以下のすべてを満たす人

- ①受診日に市内に住所がある30歳以上(年度末時点)の人
- ②受診結果を市に提供できる
- ③検査内容が、特定健診・胃がん・肺がん・大腸がん検診の全てを満たしている
- ④受診する年度内に、市が実施する特定健診およびがん(胃がん・肺がん・大腸がん)検診を受けていない
- ⑤就労先から指示された職場健診ではない

## ■手続方法(2種類の手続き方法があります)

## □個人が健診機関などで受診する場合

受診日から5ヶ月以内に申請してください。

- ▷必要書類など 健康保険証、印鑑、受診機関発行の領収書、受診結果票、振込先口座通帳(受診者名義)

◎問い合わせ・申請先 市健康長寿課(☎68-3185)

## □JAいわて花巻を通じて受診する場合

受診予定の4日前までに申し込みください。JAが発行する申込書の受診結果情報提供同意欄に記入・押印が必要です。

- ▷必要書類など 健康保険証、印鑑※受診費用を口座から引き落とす場合、農協口座通帳と通帳届出印鑑

◎問い合わせ・申請先 JAいわて花巻 遠野・上郷・宮守支店管理課(☎62-2055)

## 暮 ら し

## 浄化槽設置に補助金を交付します

市は、地域の衛生環境の向上と河川の水質保全のため、個人住宅に新たに浄化槽を設置する人に補助金を交付しています。

◎問い合わせ 市上下水道課(☎62-2111内線576・577)

## ■対象者

公共下水道、農業集落排水の整備区域外に住む人

## ■補助額

大きさ(建物の床面積など)	区分(※)	補助限度額
5人槽(床面積130平方メートル以下)	新築・改築	352,000円
	リフォーム	625,000円
7人槽(床面積130平方メートル超)	新築・改築	441,000円
	リフォーム	730,000円
10人槽(二世帯住宅)	新築・改築	588,000円
	リフォーム	925,000円

## ■注意事項

- ・浄化槽の更新(入れ替え)は補助対象外です
- ・申請は工事の施工前に行ってください
- ・受付は先着順です。予算の上限に達した場合は、受付を終了します

## 【お詫びと訂正】

広報遠野増刊号・令和3年度遠野市予算概要「もっと知りたい！遠野の予算」9月に掲載した内容に誤りがありました。右記の通り訂正し、お詫びします。

- (誤) ◎新エネルギー推進事業費 163万円  
…資源ごみのリサイクルとごみ減量化を推進
- (正) ◎新エネルギー推進事業費 163万円  
…薪ストーブ導入費用を助成し市内木材利用を促進

## 納税・支払い

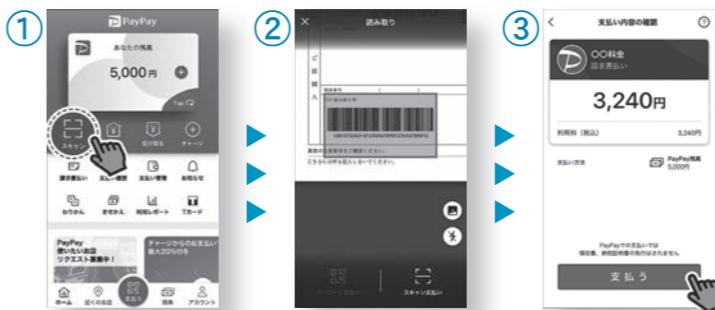
## スマホアプリ「Pay Pay」で市税などを納付できます！

4月から、スマートフォンアプリ「Pay Pay」で市税や水道料金などを納付できるようになりました。どこでも、手数料なしで納付できます。

◎問い合わせ 市税務課・市上下水道課(☎62-2111)

## ■納付方法

- ①電子マネーのチャージ(残高)が不足していないか確認し、アプリのスキャン機能を起動する
- ②納付書のバーコードを読み取る
- ③金額を確認し、支払いを確定させる



## 住まい

## 市営住宅の入居者を募集！

入居条件や申込方法などの詳細は問い合わせください。  
以前に申し込んだ人も、改めて申し込みが必要になります。

◎問い合わせ 遠野市営住宅管理センター(☎66-3081)

※市営住宅の管理者が市から株式会社(とびあ2階)に変わりました

申込締切 4月26日(月) ※抽選会は5月中旬(予定)

## 納付できる市税や水道料金など

- |           |         |
|-----------|---------|
| ・市県民税普通徴収 | ・水道料金   |
| ・固定資産税    | ・下水道使用料 |
| ・軽自動車税    |         |
| ・国民健康保険税  |         |

## ■注意事項

- ・初回のみ「Pay Pay」の利用登録が必要です
- ・領収書は交付されません。必要な場合は市役所、金融機関、コンビニで納付してください。
- ・以下の納付書では利用できません
  - ▷バーコードが印字されていない
  - ▷納期限が過ぎている
  - ▷1枚あたりの納付金額が30万円を超える

## ■お知らせ

納付書などに、「LINE Pay請求書支払い」の印字がありますが、安全性が確認できるまで利用を見送ります。利用できるようになりましたら、改めてお知らせします。

## 【入居要件】①～⑤の要件を満たす人

- |   |
|---|
| ①住宅に困窮している  |
| ②世帯所得が月額158,000円以下<br>(高齢者・障害者世帯等…214,000円以下)         |
| ③市税などの滞納がない   |
| ④暴力団員でない  |
| ⑤市内に居住する連帯保証人が2人いる<br>(連帯保証人の極度額は、入居当初家賃の25ヶ月分に相当する額) |

## 【入居募集住宅】※敷金は家賃3ヶ月分

団地名	所在地	構造・階数・間取り	戸数	建築年度	家賃(月額)	備考
八幡	松崎町白岩22地割	簡易耐火2階3DK	3戸	昭和54～55年度	14,100～33,800円	
	松崎町白岩23地割	木造平屋1LDK	1戸	平成18年度	19,900～52,800円	
鷺崎	鷺崎町	木造平屋1LDK	1戸	平成11年度	16,500～43,900円	
	鷺崎町	木造平屋2LDK	4戸	平成10～12年度	20,200～54,100円	単身不可
	鷺崎町	木造2階3LDK	3戸	平成10～11年度	23,200～61,700円	
	鷺崎町	簡易耐火2階3DK	13戸	昭和56～60年度	15,200～39,700円	
笠平	宮守町下宮守31地割	木造平屋3DK	3戸	平成3年度	15,500～43,400円	
吉金	宮守町下宮守23地割	木造平屋3LDK	3戸	平成15～18年度	21,200～58,000円	
下樽沢	宮守町下樽沢33地割	木造平屋3DK	2戸	平成5年度	17,900～47,400円	
稻荷下	遠野町42地割	木造平屋1LDK	1戸	平成22年度	14,800～39,200円	

